

## 厚木市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 改正理由

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における介護保険料を定めるに当たり、保険料等を改めるため厚木市介護保険条例の一部を改正します。

## 2 改正の内容

各所得段階の保険料率及び所得段階における基準所得金額については、現時点のものであり、今後変更する場合があります。

## (1) 各所得段階の保険料率について

年々増加傾向にある、65歳以上の第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の3年間の増加推計に伴う介護サービスにかかる費用の増加を見込み、その費用に見合う介護保険料とします。

ただし、市の介護保険事業基金を取り崩して活用することにより、上昇の幅を抑制します。

事業計画 計画期間年度	保険料率	第7期	第8期
		平成30年度～令和2年度	令和3年度～令和5年度
段階数		年額保険料	年額保険料
第1段階	基準額×0.30	19,386円	20,762円
第2段階	基準額×0.45	29,079円	31,142円
第3段階	基準額×0.70	45,234円	48,443円
第4段階	基準額×0.90	58,158円	62,284円
第5段階	基準額×1.0	64,620円	69,204円
第6段階	基準額×1.10	71,082円	76,125円
第7段階	基準額×1.20	77,544円	83,045円
第8段階	基準額×1.30	84,006円	89,966円
第9段階	基準額×1.50	96,930円	103,806円
第10段階	基準額×1.70	109,854円	117,647円
第11段階	基準額×1.75	113,085円	121,107円
第12段階	基準額×1.85	119,547円	128,028円
第13段階	基準額×1.90	122,778円	131,488円
第14段階	基準額×2.00	129,240円	138,408円
第15段階	基準額×2.10	135,702円	145,329円
第16段階	基準額×2.30	148,626円	159,170円

(2) 所得段階における基準所得金額について

介護保険料の基準所得金額を規定している介護保険法施行規則第143条、第143条の2及び第143条の3が、令和3年4月1日に改正されることに伴いまして、現行の第8段階から第10段階までの段階を区分する基準所得金額を、国の基準に合わせます。

段階	基準所得金額（7期）		基準所得金額（8期）
第8段階	120万円以上200万円未満	⇒	120万円以上 <u>210</u> 万円未満
第9段階	200万円以上300万円未満		<u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満
第10段階	300万円以上400万円未満		<u>320</u> 万円以上400万円未満

(3) 税制改正に伴う対応について

ア 低未利用地等の長期譲渡所得に係る特別控除について

令和2年度税制改正において租税特別措置法等の一部が改正され、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除することが追加されたことに対応するため、現行の介護保険料の段階の判定に関する基準である合計所得金額の特別控除についても改正された部分を追加します。

イ 給与所得控除及び公的年金等控除について

平成30年度税制改正において、令和2年以後の給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、介護保険料に関して影響や不利益が生じないよう、介護保険料に係る所得の算定における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する合計所得金額の計算について、介護保険法施行令の一部が改正されたため、それに伴い改正を行います。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行します。